

税制度の変更案について（資料3-2より）

	税率に関する規定		課税免除に関する規定	
	変更案 A	変更案 B	変更案 C	変更案 D
対象	従前の課税対象物件	左のうち、狭小住戸が 50 戸を超えるもの	従前の課税 <u>免除</u> 物件	左のうち、9 戸以上の総戸数を持つもの
変更内容 (具体案)	一律 10 万円引上げ	50 戸超の狭小住戸に 10 万円上乘せ（超過累進税率）	免除対象を 8 戸以下から 7 戸以下に引下げ	免除対象から除く (課税免除とせず、1 戸から課税する)
プラスの効果	課税額を引き上げることで、税による抑制効果を強化し、狭小住戸の建築をさらに抑制する。		課税対象を拡大し、これまで課税対象外だった狭小住戸集合住宅にも一部課税することで、狭小住戸の建築をさらに抑制する。	
マイナスの効果	課税対象にならないように狭小住戸を 8 戸以下にした集合住宅がさらに増加する可能性がある。		課税対象にならないように狭小住戸を 7 戸以下にした集合住宅が増加する可能性がある。	課税対象にならないように <u>総戸数</u> を調整した狭小住戸集合住宅が増加する可能性がある。 (土地の広さ等にもよる)
留意点	税額を 10 万円引き上げる根拠		「庭先経営」に対する考え方 課税を免除することが妥当と判断する集合住宅の要件	